

## 6 遺産分割の対象にはならない遺産

遺産分割の対象にならない遺産としては、

- (1) 損害賠償請求権などの可分債権
- (2) 遺贈された財産

があります。

ここで「遺贈された財産」というのは、被相続人が遺言書によって、すでに相続人や相続人以外の者に与えてしまっている財産のことです。

この中には、法的な意味の「遺贈」だけでなく、相続人へ特定の遺産を「相続させる」と書いた遺言、すなわち「遺産の分割の方法を定めた遺言」によるものも含まれます。

詳しくは、次ページで説明します。